

佐賀県訓令甲第10号

本 庁  
現 地 機 関

佐賀県職員の勤務地の特例に関する規程（平成17年佐賀県訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

令和6年11月29日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
（勤務する場所及び担当事務） <b>第2条</b> 部、局、課、センター若しくは室又は現地機関（以下「所属」という。）の所在する場所以外の場所で勤務させる職員の勤務する場所及び担当事務は、次に定めるとおりとする。			（勤務する場所及び担当事務） <b>第2条</b> 部、局、課、センター若しくは室又は現地機関（以下「所属」という。）の所在する場所以外の場所で勤務させる職員の勤務する場所及び担当事務は、次に定めるとおりとする。		
所属名	勤務する場所	担当事務	所属名	勤務する場所	担当事務
略			略		
スポーツ課	略		スポーツ課	略	
SAGA2024競技運営チーム	兵庫県、大分県及び鹿児島県	<u>国民スポーツ大会の県外開催競技の準備に関すること。</u>			
佐賀県立博物館	略		佐賀県立博物館	略	
略			略		

附 則

この訓令は、令和6年12月1日から施行する。